

社会福祉法人長春会 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規定は、社会福祉法人長春会の役員等の報酬等について定めるものである。

(定義)

第2条 この規定でいう役員等とは、評議員、理事及び監事をいう。

(報酬等の支給)

第3条 役員等には、別表により報酬及び費用弁償費を支払うことができる。
2 交通費の実費が、費用弁償費の額を超える場合には、その実費分とする。

(適用除外)

第4条 施設の職員を兼務する役員は、この規定を適用しない。

(報酬額)

第5条 役員等の報酬額等に対して、各年度の総額が以下の範囲を超えないように支給する。

	各年度の総額
評議員	30万円
理事及び監事	70万円

(改廃)

第6条 この規定の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

附則 この規定は、平成29年6月24日より施行する。

別表 (役員等の報酬)

(1) 評議員

名 称	報 酬	費用弁償
評議員会等会議出席報酬	1回 10,000円	2,000円
評議員業務報酬	1日 10,000円 半日 5,000円	2,000円

(2) 理事

名 称	報 酬	費用弁償
理事会等会議出席報酬	1回 10,000円	2,000円
理事業務報酬	1日 10,000円 半日 5,000円	2,000円

(3) 監事

名 称	報 酬	費用弁償
理事会等会議出席報酬	10,000円	2,000円
監事監査等監事業務報酬	1日 10,000円 半日 5,000円	2,000円